

返戻金制度について

◆ 返戻金制度に関する事項

当協会の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合または自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間および割合に定める金額を求人者へ返還いたします。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下のとおりとする。

- ・ 入社後30日以内に退職した場合、紹介手数料の80%を返金
- ・ 入社後60日以内に退職した場合、紹介手数料の50%を返金
- ・ 入社後90日以内に退職した場合、紹介手数料の20%を返金

ただし、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合で退職した場合には、紹介手数料は返還しないこととします。

返戻金制度は有料職業紹介事業契約書のより別の定めとする場合があります。

以上